

第1期 浜松市子ども・若者支援プランの総括について

第1期 浜松市子ども・若者支援プラン（計画期間：平成27年度～平成31年度。以下、「第1期プラン」という。）が令和元年度で終了したことに伴い、5年間の計画期間を振り返り以下のとおり総括する。

1 第1期プランの概要

平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、子ども・子育て支援事業計画にひとり親家庭や若者支援の施策を一体的に取りまとめた総合的な計画として、「浜松市子ども・若者支援プラン」を策定した。（第1期計画：平成27年度から平成31年度まで）

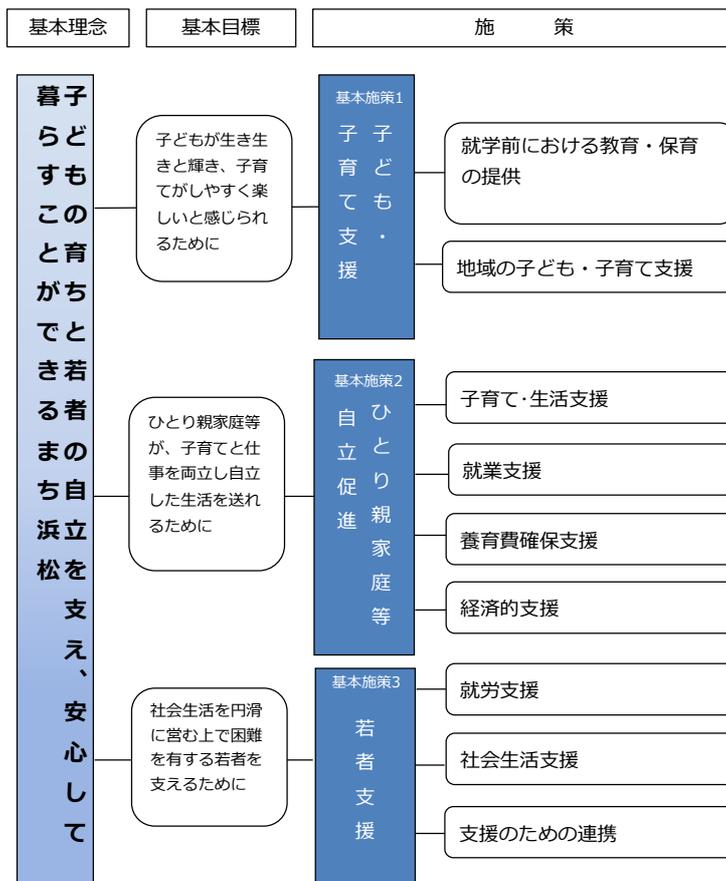
プランに基づき、子供から若者まで幅広い年齢層に対する切れ目のない支援施策を展開した。

基本施策1 子ども・子育て支援事業計画

基本施策2 ひとり親家庭等自立促進計画

基本施策3 若者支援計画

(1) プラン施策体系図



(2) 各施策の趣旨

基本施策1 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て関連三法及び基本指針に基づき、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を目的とする。

基本施策2 ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭等が置かれた現状を踏まえ、ひとり親家庭等が子育てと仕事を両立し、また、自立した生活を送れるよう総合的な支援を推進する。

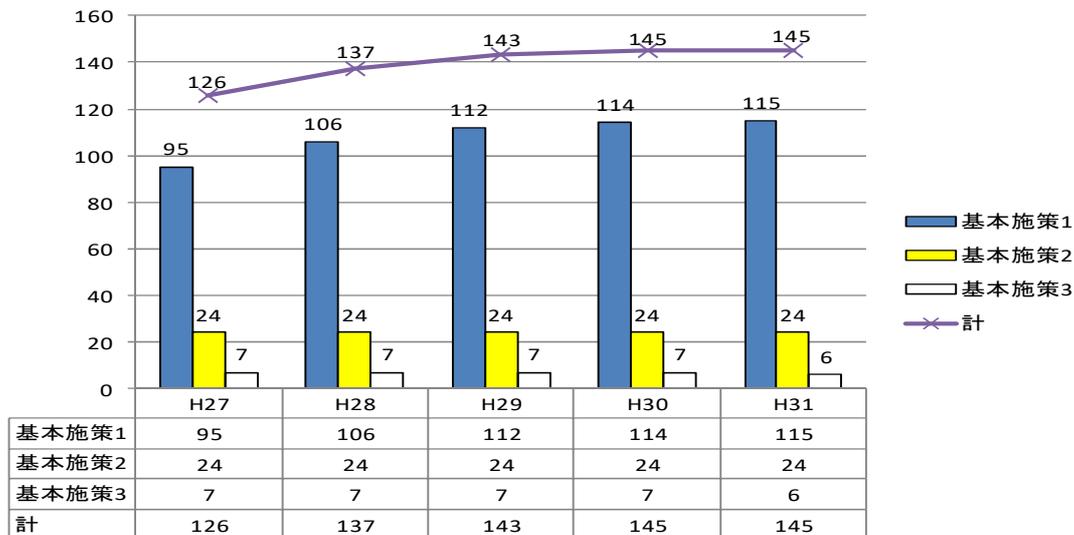
また、ひとり親家庭の子どもは厳しい生活状況にあるため、経済的な状況を考慮し「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念に則り各事業に取り組む。

基本施策3 若者支援計画

ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者(概ね15歳～40歳未満)の自立に向け、相談体制の充実や支援機関との連携強化を図ることを目的とする。

(3) 第1期プラン事業数の推移

第1期プランの施策は基本施策1、2、3ごとの趣旨に則り各事業が分類され、平成27年度の策定当初は全126事業でスタートした。毎年度点検・評価・見直しを行い、平成31年度には全145事業となった。



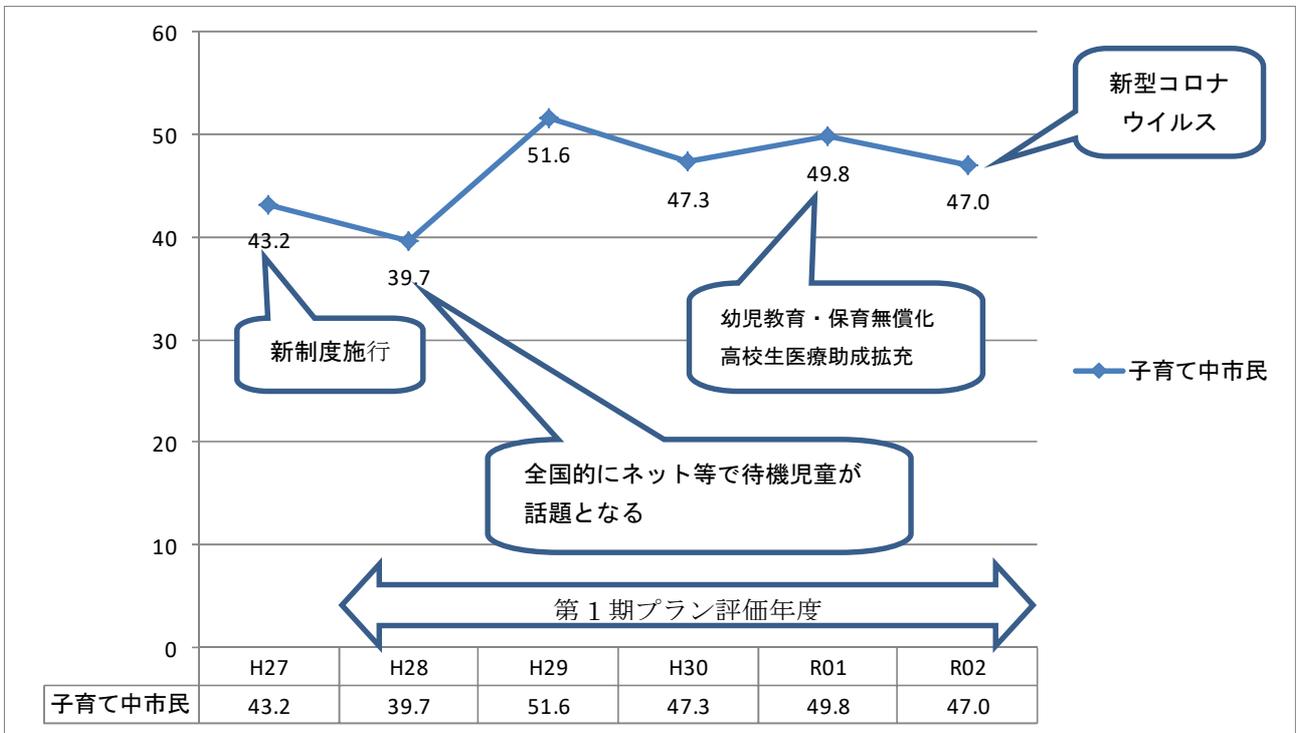
(4) 主な追加事業等

年度	追加事業等
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦乳幼児訪問事業、結婚の希望を実現するための支援など 計13事業の増 ・母子医療費等支援事業の細分化による減等、計2事業の減 (+11事業)
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業、学習支援事業、子どもの貧困対策コーディネーター事業など 計7事業の増 ・乳幼児医療費・小中学生医療費助成事業の子ども医療費への統合による1事業の減 (+6事業)
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 保育士等確保対策費助成事業、産婦健康診査事業 (+2事業)
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> サテライト型小規模保育事業費助成事業の増、求職者就労支援事業の減 (増減なし)

2 市民アンケート調査結果について

プランの成果指標である市民アンケート調査の「子育てがしやすくなっていると思う」子育て中市民の割合の推移は以下のとおり。

(1) 市民アンケート「子育てがしやすくなっていると思う」子育て中市民の割合の推移



(2) 市民アンケート結果の傾向・考察

事業年度	評価年度	割合	各年度における率の増減の要因
H27	H28	39.7%	平成28年度は、平成27年度に待機児童解消のための施設整備を行い、1,510人の定員拡大を図った結果、当市の待機児童は減少に転じたものの、全国的にネット等で待機児童が話題になり、国会で取り上げられ社会問題化したことにより、「子育てのしやすさ」に対する印象は悪化、「子育てがしやすい」と思う割合は下落。
H28	H29	51.6%	平成29年度は、平成28年度に「妊産婦乳幼児訪問事業」他計13事業を追加実施し、施策の充実を図った。また、引き続き待機児童対策を進めた結果、当市の待機児童も407人から214人に大きく減少したことを受け、「子育てのしやすさ」に対する印象は改善傾向。
H29	H30	47.3%	平成30年度は、平成29年度に「産後ケア事業」他計7事業を追加実施し、施策の充実を図ったが、割合が4.3ポイント下落した。要因としてはアンケート実施時に「幼児教育・保育無償化」や「子ども医療費助成」の動きが不透明であったことや、「無償化」より「待機児童対策」を優先すべきとの意見がネットやSNSなどで広がったこと等があるものと推察。

H30	R01	49.8%	令和元年度は、「子育てしやすい」と思う割合が2.5ポイント上昇し、49.8%となった。平成30年度に「保育士等確保対策費助成事業」他計2事業を追加実施したことと、高校生の医療費助成拡大、国の重要施策である幼児教育・保育の無償化が間近になったことへの期待感も好転の要因と推察。
R01	R02	47.0%	令和元年度には幼児教育・保育の無償化や高校生医療費助成拡大が実施され、子育て世帯への経済的負担が軽減されたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により国の緊急事態宣言が発令され学校が臨時休校となる等、社会に大きな混乱が生じた。前年、49.8%まで上昇した割合が2.8ポイント減少し47.0%となった。

3 第1期 プランの総括について (※事業別総括はP.7「別紙 第1期プラン総括表」に記載)

第1期プランでは、基本施策1「子ども・子育て支援」、基本施策2「ひとり親家庭等自立促進」、基本施策3「若者支援」を3つの柱とし、子ども・子育て支援においては、待機児童の解消に向けて認定こども園や認可保育所、放課後児童会の整備・拡充、地域型保育事業の促進、保育人材確保などに取り組んだ。

また、ひとり親家庭等自立促進及び若者支援では、生活・就業・経済環境など様々な場面の支援施策を展開し、課題解決に取り組んだ。

さらに、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、毎年度点検・評価及び見直しを行い、改善に努めた結果、当初126事業でスタートした事業は平成31年度時点で145事業となった。

第1期プラン145事業のうち、主な事業の成果は次のとおり。

【主な事業の成果】

基本施策1 子ども・子育て支援事業計画

ア 重点的に取り組む事業（子ども・子育て支援法に定められた15事業）

(7) 就学前における教育・保育の提供

待機児童の解消に向け、認定こども園や保育所等の創設・増築等により定員を拡大し、平成27年のプラン策定時から令和元年度末までの整備において、定員は4,922人増加し、令和2年4月には計画通りの16,123人となった。また、保育士再就職支援研修や保育士宿舍借り上げ支援事業などの保育人材確保の取組を行った。

しかしながら、昨今の社会情勢により保育需要が増大し、依然として待機児童の解消には至っていないため、今後も計画的に施設整備等により需要に見合った保育の受け皿を確保するとともに、安定的に保育を提供できるよう、引き続き保育人材確保対策にも取り組む。

(イ) 地域の子ども・子育て支援

No.3 放課後児童健全育成事業

専用施設8か所の新築や専用施設2か所の建物借上げ、余裕教室の活用、既存施設の改修等により定員を拡大し、平成27年のプラン策定時から令和元年度末までの整備において、定員は1,126人増加し、令和2年4月には、ほぼ計画通りの6,558人となった。また、「広報はままつ」への掲載や、退職教員及び大学生への周知を行い、運営に必要な支援員等の確保に努めた。

しかしながら、待機児童の解消には至っていないことから、引き続き定員の拡大及び支援員の確保に努める。

No.11 妊婦健康診査事業

安心安全な妊娠、出産及び妊婦の健康管理の充実を目的に 14 回分の妊婦健診受診票、4 回分の超音波検査受診票、3 回分の血液検査受診票を交付し、令和元年度は 5,706 人が利用した。 今後も、全ての妊婦が妊婦健診を定期的に受診し、安全安心な妊娠、出産ができるよう現在の体制を維持することに努める。

イ その他事業（子ども・子育て支援法に定めのない 100 事業）

No.42 産後ケア事業

医療機関や助産院、利用者の自宅などで、産後間もない、身体的・精神的に支援の必要な母子を対象に、産婦の身体的回復と心理的安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とし、平成 28 年 10 月から事業を開始した。

令和元年度末までの 3 年 6 か月の間に、宿泊型が延べ 662 日、日帰りデイサービス型が延べ 48 日の利用があった。 さらに、平成 31 年度からは利用者の多様なニーズに応え短時間の利用も可能な支援メニューなどを追加し、デイサービス短時間型が延べ 505 日、訪問型が 110 日の利用があった。

母子保健との連携・協働により、妊婦から産婦まで切れ目なく支援することで、心身の休養、育児・授乳手技の習得、相談先ができたことでの不安の軽減を図った。

No.99 学習支援事業

平成 28 年度に策定した「子どもの未来サポートプロジェクト」に沿った支援体制整備として、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした学習支援事業を、平成 29 年 7 月から市内 5 会場で、平成 30 年度は市内 12 会場、平成 31 年度は 17 会場で実施し、令和元年度末までの 2 年 9 か月の間に計 1,378 回、延べ 12,607 人の児童が参加した。

学習習慣の定着だけでなく学習や進学に対する意欲を高め、また、家庭外や学校外の大人との関わりにより、社会性の習得等将来の自立に必要な力の育成を行った。

基本施策 2 ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭等自立促進では、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」の 4 つの施策を柱とした事業を実施した。

ひとり親家庭において、一時的に家事や保育が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、また、母子・父子福祉団体と連携して、就業に関する相談や講習会、弁護士や養育費専門相談員による専門相談を実施するなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立につながる就労・子育て支援を実施した。

また、これまで以上に意欲的に就職に有利な資格取得に取り組めるよう、自立支援給付事業の制度拡充を図った。

なお、平成 28 年度の全国ひとり親世帯等調査によれば、ひとり親家庭の親は、子育て・生活・就業・養育費の確保など様々な悩みを抱えながらも相談につながりにくいなど、相談体制の充実を必要とする状況にあることが明らかになったことから、今後も課題を把握・整理し、国等の取り組みも踏まえながら、よりきめ細かな支援策を展開していく。

基本施策 3 若者支援計画

若者支援では、「就労支援」「社会生活支援」「支援のための連携」の 3 つの施策を柱とした事業を実施した。若者相談支援窓口「わかば」では、様々な悩みを抱える概ね 15 歳～40 歳未満の若者からの、電話や面談による相談を受け付け専門的な機関を案内する等、適切な支援につなげるための相談体制の推進を図った。 また、支援機関マップの作成や浜松市 HP での紹介など

広報活動も実施した。このほか、「若者支援地域協議会」を中心に情報交換や支援施策を協議することで関係機関同士の連携を深め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への総合的な支援策の充実を図った。

こうした中、平成 30 年度に実施した若者ニーズ調査の結果を踏まえ、令和元年度からは新たな相談ツールとして若者に広く普及している SNS (LINE) を活用した若者相談を開始した。SNS 相談は、「わかば」で実施する電話相談等よりも相談件数や本人からの直接相談の件数が多い結果となったことから、相談者本人への効果的な支援が可能であると期待される。

今後も「若者支援地域協議会」を中心に関係機関の連携体制を強化するとともに、SNS などを有効的に活用し若者支援を充実していく。

【まとめ】

子ども・若者支援プランは、幅広い年齢層に対し生活環境等に対応した支援施策を総合的に実施することを目的としている。

これらの子供から若者まで幅広い年齢層に対する切れ目のない支援施策を展開した結果、待機児童の減少などの成果があり、「子育て中の市民が子育てをしやすくなっている」と感じる割合は、平成 27 年度の 43.2%から上昇し、令和 2 年度は 47.0%となったが、第 1 期プランの最終目標である 50.0%には 3 ポイント及ばなかった。

第 2 期プランは、待機児童の解消等、従来からの課題に加え、多様化するニーズへの対応に取組み、引き続き「子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松」の実現を目指していく。

第1期 プラン総括表

第1期 浜松市子ども・若者支援プラン 総括表

基本政策1 子ども・子育て支援（115事業）

ア 重点的に取り組む事業（子ども・子育て支援法に定められた事業・15事業）

(7) 就学前における教育・保育の提供

No.	事業名	第1期プラン総括（H27年度～H31年度）
1	認定こども園（2・3号）、保育所	創設等による施設数の増加や既存施設の定員増を図ることで定員を確保したが、昨今の社会情勢により保育需要が増大し、依然として待機児童の解消には至っていないため、今後も計画的に認定こども園等の創設・増築等を進め、待機児童（保留児童）の解消に努めていく。
	認定こども園（1号）、幼稚園	実績値に対し、常に計画値が上回っており、量的には供給が需要を上回る状態で推移している。保育需要の増加により園児数は減少しており、今後も供給過多が見込まれる。
2	地域型保育事業 （家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）	新設等による施設数の増加や既存施設の定員増を図ることで定員を確保したが、昨今の社会情勢により保育需要が増大し、依然として待機児童の解消には至っていないため、今後も計画的に地域型保育事業の設置促進を図り、待機児童（保留児童）の解消に努めていく。

(4) 地域の子ども・子育て支援

1	(1) 特定型利用者支援事業	多様化する市民ニーズに伴う相談業務等の増加に対応するため、計画値以上の保育サービス相談員を配置した。引き続き、多様化する市民ニーズに応えられるよう、定期的に連絡会を行うことで情報や事例を共有し、相談業務の充実を図る。
	(2) 母子保健型利用者支援事業	本庁健康増進課と各区役所健康づくり課の計8箇所でも母子健康手帳交付時の面談による妊婦指導をはじめとした様々な相談に対応した結果、身近な相談窓口である各区役所健康づくり課での相談が定着した。
2	時間外保育事業（延長保育事業等）	量的には計画通り確保し、私立認定こども園等において延長保育事業を実施した。引き続き保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の提供に努めていく。
3	放課後児童健全育成事業	待機児童の解消に向け定員拡大を行った。その結果、令和2年5月1日現在の定員は6,558人となり、計画策定時（平成27年）から1,126人増加した。しかしながら、待機児童の解消には至っていないことから、第2期「子ども・若者支援プラン」に基づき、定員の拡大に努めていく。
4	子育て短期支援事業	第1期計画期間を通して、計画値の確保量に対し計画通り確保できた。今後も引き続き、事業の周知により該当する児童の利用に努めていく。
5	乳児家庭全戸訪問事業	量的には計画通り確保し、対象者に対して家庭訪問を実施することができた。今後も生後4か月までに乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行っている。
6	(1) 養育支援訪問事業	第1期計画期間を通して、計画値の確保量に対し計画通り確保できた。今後も引き続き、訪問員の確保、研修を通じた質の向上等、支援の充実に努めていく。
	(2) 子どもを守るネットワーク機能強化事業	要保護児童等への適切な支援を実施するため、「子ども・若者支援プラン」に基づき、児童福祉、保健医療、教育、警察、司法、人権擁護等の子どもを取り巻く庁内外の関係機関が情報共有し、連携協力の下で対応できるよう協議会を設置し、要保護児童等の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図った。引き続き、児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、一層連携することで、切れ目ない支援体制の強化に努めていく。
7	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の負担や不安を緩和し健やかな育ちを支援するため、地域子育て支援拠点の箇所数や開催日を増やし、利用機会の拡大に努めた結果、計画値に対し、令和元年度には、119.0%まで増やすことができた。今後も引き続き、地域の実情に合わせた様々な支援により、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの健やかな育ちを支援できるよう、利用の拡大に努めていく。

8	(1) 一般型一時預かり事業	量的には計画通り確保し、私立認定こども園等において一時預かり事業を実施した。引き続き、一時的に子どもを預かるニーズに対応し、サービスの提供に努めていく。
	(2) 幼稚園型一時預かり事業	平成27年の「子ども・若者支援プラン」策定時には、既に量の見込みに対して必要な量を確保しており、計画策定時から確保の実績が約172,000人増加して約675,000人となった。認定こども園の施設整備に伴う幼稚園型一時預かり保育の実施園の増加や平成30年度から2歳児の定期預かり事業の開始により、十分な量の確保ができていると考える。
9	病児保育事業	量的には、合計7施設（中区は2施設、東・西・南・北区の各区は1施設ずつ、浜北区と天竜区は併せて1施設）の確保を目標としているが、1施設不足している状況にある。引き続き、病児保育のニーズに対応するため、事業の普及促進に努めていく。
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	第1期計画期間を通して、計画値の確保量に対し、計画通り確保できた。今後も引き続き、援助を行いたい者の確保や事業の周知等を通じ、利用の拡大に努めていく。
11	妊婦健康診査事業	量的には計画通り確保し、妊娠の届出を行った人に対して、母子健康手帳交付と共に妊婦健康診査受診票を交付し、初回健診を受診できる体制を整備することができた。今後も、国が示す「妊婦健診の望ましい基準」に合わせ、妊婦に対し必要な妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成することにより、安心・安全な分娩と出産のための体制整備に努めていく。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等を利用する生活保護受給世帯を対象に、教材費・行事費及び給食費の補助を行った。引き続き、生活が困難な世帯への支援を実施していく。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	私立保育所等事業費助成事業の障害児保育費により、認定こども園における1号認定の特別な支援が必要な子どもに対する助成を行った。引き続き、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保に努めていく。

イ その他事業(子ども・子育て支援法に定めがない事業等・100事業)

- ・ 浜松こども館運営事業、不妊治療費等支援事業など97事業・・・・・・・・・・計画通り
- ・ 放課後子供教室、ワーク・ライフバランス等推進事業所認証事業など3事業・・・・・・遅れている

基本政策2 ひとり親家庭等自立促進 (24事業)

- ・ 高等職業訓練促進給付金等事業など24事業・・・・・・・・・・計画通り

基本政策3 若者支援 (6事業)

- ・ 地域若者サポートステーションはままつ事業など6事業・・・・・・・・・・計画通り